4　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表10⑨)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表10㉑)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表11⑫)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「(第６号様式㊼―別表11⑫)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

［⑸　略］

⑹　租税特別措置法第66条の５の３第１項又は第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑩の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑶付表一）の⑩の計の欄から㉘の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

⑺　第６号様式別表５の㉘から㉝まで及び㉟の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉞の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

6　［略］

7　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄から「計㉓」の欄までは、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この

［新設］

3　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「(第６号様式㊽―別表10⑨)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「(第６号様式㊽―別表10㉑)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「(第６号様式㊽―別表11⑫)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「(第６号様式㊽―別表11⑫)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

［⑸　同左］

⑹　租税特別措置法第66条の５の３第１項又は第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑩の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑶付表一）の⑧の計の欄から㉖の欄を控除した金額を記載すること。

⑺　第６号様式別表５の㉘から㉝までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

4　［同左］

［新設］